平成29年第3回(3月) 農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成29年3月10日(金)

開 会10時00分 閉 会11時03分

- 吉富フォーユー会館3階会議室 2. 開催場所
- 3. 出席委員

委員の定数 16名 出席委員数 15名 欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義 高原 孝幸 瀬口 勝美 宇佐 正人 井上 幸子 太田 克弘 啓治 樋口 翌 菊 奥家 信弘 守口 正典 豊田 和義 土屋 豊一 是木 則幸

若山 清敏 英文 畑田

欠席委員の氏名 賀部 正直

4. 付議事項

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1 件 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について 1 件 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1 件 議案第8号 農地法第5条第の規定による許可取消願 について 1 件 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、奥家 志穂

6. 会議の概要

•		
	事務局	委員の皆さんおはようございます。
		皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うござい
		ます。本日は、賀部委員より中学校卒業式のため欠席との報告を受
		けています。それでは、ただ今より平成29年第3回(3月)総会
		を開催いたします。
		それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいた
		します。
	是木会長	皆さんおはようございます。戻り寒もありましたが本日は暖かく

なっています。春田起こしもあって皆様方にはお忙しい中お集まり いただき有難うございます。それでは、ただいまから平成29年第 3回(3月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名 をいたします。議事録署名人には樋口委員、奥家委員のお二人を指 名いたします。

それでは、議事に入ります。「議案第5号 農地法第3条の規定 による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明を お願いします。

事務局

それでは1ページをご覧ください。「議案第5号 農地法第3条 の規定による許可申請書について」です。

この案件は譲渡(売買)契約に基づき、農地の所有権移転を行う 為の許可申請案件です。

申請農地:吉富町大字鈴熊195番地 田 1,225㎡

譲 渡 人:吉富町大字鈴熊○○○番地 O. T 譲 受 人:上毛町大字字野○○○番地○ N. H

(その他議案内容朗読及びP2からP6説明)

本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。Oさんは農地の管理が難しいとのことで今回Nさんに譲渡ということで経営面積は47,841㎡となり、上毛町の農地下限面積の50 a以上の保有となり、問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

是木会長

それでは、地元委員の樋口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。

樋口委員

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご本人は農地の管理が出来ないと言うことでの譲渡ですので問題ないと思われます。

是木会長

樋口委員並びに事務局より説明がありました。

ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。

各委員

(質疑なし)

是木会長 ございませんようでし

正小云文

ございませんようでしたら、議案第5号については承認すること にご異議はござませんか。

各委員 是木会長 (異議なし)

それでは、議案第5号に関しては承認することと決します。

続きまして、「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは7ページをご覧ください。「議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」です。この案件は自己所有農地を自宅の増改築や、駐車場を設置するための4条転用申請となっています。

申請農地:吉富町大字広津1196番地9 田 14㎡

吉富町大字広津 1 1 9 6 番地 1 1 田 3 9 ㎡ 吉富町大字広津 1 1 9 6 番地 1 3 田 2 1 ㎡ 吉富町大字広津 1 2 0 0 番地 1 畑 2 5 1 ㎡ 吉富町大字広津 1 2 0 1 番地 4 田 5 4 ㎡ 計 3 7 9 ㎡

H1 0

申 請 人:吉富町大字広津〇〇〇〇番地〇 M. M

転用理由:居宅の増改築、駐車場等

(その他議案内容朗読及びP8からP13説明)

平成29年1月26日に、県より農振除外の許可が下りている案件です。農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。今回の案件は娘さんが隣接農地の除外申請があった時に判明した無断転用となります。個人で少しずつ増築していたため判明しなかった案件となります。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

是木会長

それでは、地元委員の宇佐委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします

宇佐委員

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。自己所有農地に個人で増築したためわかりませんでした。現状の状態が何十年も続いていますので問題ないと思われます。

是木会長

宇佐委員並びに事務局より説明がありました。

ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。

若山委員 事務局 今回無断転用と言うことだが始末書等はあるのか?

今後このようなことは絶対に行わないと、始末書が添付されています。

是木会長

他に何かありませんか。

各委員

(質疑なし)

是木会長

ございませんようでしたら、議案第6号については承認すること にご異議はござませんか。

各委員 是木会長 (異議なし)

それでは、議案第6号に関しては承認することと決します。

続きまして、「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは14ページをご覧ください。「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。

申請農地:吉富町大字広津149番地4 田 888㎡

譲 渡 人:北九州市小倉南区高野〇丁目〇〇番〇号

M. T

譲 受 人:中津市中殿町○丁目○○番地の○

㈱○○ 代表取締役 N. Z

転用理由: 宅地分譲 3区画

(その他議案内容朗読及びP15からP24説明)

農地区分については都市計画用途区域内「第一種住居地域」内の 農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろ しくご審議願います。

是木会長

それでは、地元委員の賀部委員さんが欠席ですので事務局が何か 伺っていたらお願いします。

事務局

賀部委員からは都市計画の用途区域内の農地で、宅地の造成のみで雨水は道路側溝に流すし、排水放流等が発生しないので問題ないと思われるとの返事をもらっています。

是木会長

事務局より説明がありました。

ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。

各委員 是木会長 (質疑なし)

ございませんようでしたら、議案第7号については承認すること にご異議はござませんか。

各委員 是木会長 (異議なし)

それでは、議案第7号に関しては承認することと決します。

続きまして、「議案第8号 農地法第5条の規定による許可取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは25ページをご覧ください。「議案第8号 農地法第5条の規定による許可取消願について」です。この案件は、平成7年10月2日許可の使用賃借権設定転用案件の取消申請です。

申請農地:吉富町大字幸子241番地 田 484㎡

譲渡人:吉富町大字幸子〇〇〇〇番地〇 E.E 譲受人:吉富町大字幸子〇〇〇番地〇 M.T (その他議案内容朗読及びP26からP29説明)

申請当時はアパートの駐車場として転用していましたが、現在は 太陽光施設に変更となり、必要がなくなったため譲受人より使用賃 借権設定契約により原形に復しての返還申請があったため、譲受人 と譲渡人の協議により今回取消申請となっています。

なお、県に確認したところ地目が変更されてなく契約等がそのようになっている場合は、許可取消は可能ということでした。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

是木会長

それでは、地元委員の瀬口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。

瀬口委員

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この田は昔でいう 恵比寿田となっています。アパート建設時に駐車場が不足していた ため、地区役員が連帯保証人となってこの場所を借りていたという 経緯がありましたので、今回原形に復して返還になりますので問題 ないと思われます。

是木会長

瀬口委員並びに事務局より説明がありました。

ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。

各委員

(質疑なし)

是木会長

ございませんようでしたら、議案第8号については承認すること にご異議はござませんか。

各委員

(異議なし)

是木会長

それでは、議案第8号に関しては承認することと決します。

では、次に報告事項が2件あります。まず「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは30ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の 規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。

この案件はOさんとNさんの3年間の利用権ですが、今回議案第5号の3条申請に伴う合意解約です。

是木会長

事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか

各委員

(質疑なし)

是木会長

次にもう一つ報告事項があります。「農地法第3条の3第1項の 規定による届出について」です。事務局より内容の説明をお願いい たします。

事務局

それでは31ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の報告事項です。この案件は相続によって土地を取得したという案件です。

まず番号1です。Oさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。

次に番号2です。Hさんより相続によって農地の所有権を取得した娘さんの届出の報告です。

最後に番号3です。Mさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。

是木会長

事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。

各委員

(質疑なし)

是木会長

本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換と なっていますがなにかありませんか?

事務局

農地改良届出について

各委員

(各地区内での情報交換)

是木会長

その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。

事務局

予定どおり、4月7日(金)10:00からこの場所での開催を

提案しますがどうでしょうか。 各委員 (異議なし)

是木会長 それでは、これをもちまして平成29年第3回(3月)総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

11時03分 閉会